

組合加入規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第9条の規定に基づき本組合に加入しようとする者（以下、「加入希望者」という。）に対する取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(加入資格)

第2条 加入希望者は次の各号に適合している者とする。

- (1) 定款第8条第1項に該当する者。
- (2) 遊技機製造業者の経歴、又は一般社団法人日本遊技関連事業協会（以下、「日遊協」という。）が定める遊技機販売業者登録に関する規程により登録された販売業者として、遊技機販売の経歴が通算5年以上有する者。（従業者としての期間を含む。ただし、遊技場での経歴は含まない。）
- (3) 遊技場又はその系列者（遊技場と資本関係又は役員兼任関係を有する者）でないこと。
- (4) 代表者もしくは従業員が遊技機取扱主任者の資格を有し、その数が遊技機販売に従事する者の総数の30%以上いること。
- (5) 古物営業の許可（法人名義）を取得している者。
- (6) 立会人として理事1名、保証人として組合員5名がある者。
- (7) 立会人となる理事は加入申込書類を基に加入希望者と面接し、過去の経歴及び現在の状況を確認するとともにその結果を理事会の審査において説明を行うものとする。
- (8) 立会人は保証人を兼ねることができる。
- (9) 組合員又は製造業者が雇用していた者で、加入申請時において退職後1年未満の者は、元雇用していた組合員又は製造業者の同意書がある者（別記第5様式）。

(加入申請の制限)

第3条 加入希望者で次の各号に該当する者（法人を含む）は組合加入の申請はできない。

- (1) 成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ないもの。
- (2) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が次号以下の各号に該当するもの。
- (3) 定款第8条第2項の規定に該当する暴力団関係者等。
- (4) 本組合並びに日遊協その他関連団体のいずれかから除名処分を受けた者で、当該除名処分を受けた日から起算して5年を経過しない者。
- (5) 前号による除名処分を受けた者が法人である場合においては、当該除名処分の事由となる事実が発覚した日又は当該除名処分の適否を議題とする理事会が招集された日前60日以内に当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者であったもので、当該除名処分の日から起算して5年を経過していない者。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）第2条第1項第4号に規定する営業（ぱちんこ屋及び風営法施行令第8条に規定する営業

に限る。) に関して、風営法、商標法、著作権法、刑法、不正競争防止法、法人税法、所得税法、古物営業法、循環型社会形成推進基本法並びに資源の有効な利用の促進に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等リサイクル関連の法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者。

- (7) 前号による当該刑に処せられた者が法人又はその代表者である場合において、当該刑に係る罪が発覚した日前60日以内に当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者であったもので、当該刑の確定した日から起算して5年を経過していない者。
- (8) 加入希望者の法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前号までのいずれかに該当する者があるもの。
- (9) 倒産等の事由により組合を脱退した前組合員のうち、組合員に対する債務不履行、又は凍結した状態で新たに営業を行っている者、及び代表者若しくは商号の変更又は名義貸し、その他の方法により直接又は間接にその営業に関与していると認められる者。
- (10) 除名、倒産等の事由により組合を脱退した前組合員の従業員、又はこれに準ずる者のうち、前組合員との関連性、過去におけるその者の業績等を勘案した結果、本組合員として不適格と認められる者。
- (11) 違法な営業行為、又は商道德に著しく反する行為を行うおそれがあると認められる者。
- (12) その他本組合に加入することにより、組合員の活動に著しく重大な支障及び損害をきたすおそれがあると認められる者。
- (13) 前各号に準ずると認められる者。

（保証人の資格等）

第4条 保証人となることができるのは次の各号に該当する者とする。

- (1) 組合員歴（法人を含む）5年以上を有する者。
- (2) 組合員としての義務を履行している者。
- (3) 組合員は3年以内1社を限度として保証人となることができる。
- (4) 綱紀に関する規約第3条の規定及び中古遊技機流通健全化に関する関西遊技機商業協同組合規約第8条の規定による取消し処分を受けた者は、保証人の資格を喪失する。また、当該年度に加え、その翌年度も保証人になることができない。
- (5) 加入申請者と同一の代表者の組合員が保証人となることはできない。
- (6) 過去3年間の組合行事参加率が75%に満たない組合員は保証人となることはできない。

（保証人の義務）

第5条 保証人は被保証人に対し、第3条に示す加入申請の制限事項の各号と、被保証人の商業圏内における風評等につきある程度調査するなどの保証責任を持ち、間違っても第三者からの依頼又は紹介だけで安易に保証人となることがあってはならない。

- 2 保証人の保証期間は被保証人が組合員としての資格を取得した日から起算して3年間とする。保証人は保証期間中、その被保証人の保証を一方的に解消することはできない。
- 3 保証人は保証期間中、被保証人が組合に金銭的損害を与えたとき、かつ、前記損害を弁済できない場合には保証金として、組合に1社当たり100万円を限度として支払う。
- 4 前項の場合、保証金を限度に損害額を均等に分担した金額を組合が徴収する。
- 5 前項の保証人は、被保証人が組合から処分を受けた日から3年間、他の組合員又は加入希望者の保証人になることはできない。
- 6 保証人は被保証人が加入後、定款、規約及び各規程に示す組合員の義務を遵守するよう指導する。

(申込必要書類)

第6条 加入申込に当たっては、次の書類を各1通と受付手数料5万円を添えて組合事務局へ提出するものとする。受付手数料は加入の可否にかかわらず返却しない。

- (1) 加入申込書(別紙第1様式)
 - (2) 出資引受書(別紙第2様式)
 - (3) 代表者の履歴書(写真貼付)(別紙第3様式)
 - (4) 代表者の住民票
 - (5) 古物商許可書(法人名義)の写し
 - (6) 保証人の保証書(別紙第4様式)
 - (7) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - (8) 誓約書(別紙第5様式)
 - (9) 遊技機取扱主任者証の写し
 - (10) 従業員名簿(遊技機販売に従事する者を含む)の一覧表(関西遊技機商業協同組合規約別記第1様式-3を使用すること)
 - (11) 遊技機取扱実績表(過去3年間)(別紙第6様式)
- 2 被保証人の加入後、保証人が保証期間中に組合員でなくなった場合及び第4条第4項により保証人資格を喪失した場合、被保証人は90日以内に新たな保証人を立てなければならない。ただし、新たな保証人を立てることが困難な場合、その対応について理事会に諮るものとする。

(加入申込期間)

第7条 加入申込書類の提出は毎年10月1日から末日までの1ヶ月間とする。

(加入審査)

第8条 加入申込締切後、組合事務局は速やかに加入申込をした加入希望者の一覧表を作成し、次月の理事会へ提出する。

- 2 理事会は、予備審議を行い、組合員に加入希望者の一覧表を通知し、2週間の期間を定め異議申立てを受け付ける。なお、異議の申し立てはその加入希望者の代表者に限るものとする。
- 3 立会人は事前に加入希望者の概要を調査し、理事会へ報告書(別記第7様式)を提出する。
- 4 加入申込者の理事会における本審査は毎年2月に執行部会の面接を経て行う。
- 5 理事会は出席理事の3分の2以上が加入を認めた場合に加入希望者の加入を承認する。ただし、再審査を必要と認めた場合は執行部会へ調査の指示ができる。

- 6 理事会は審査の過程において必要と認めた場合は民間調査会社等に調査を依頼することができる。
- 7 審査の結果、加入が認められなかった者に対しては、速やかにその書類を返却するものとする。

(出資金等の納入)

第9条 新規加入を承認された申込者は、理事会の承認後直ちに組合出資金20万円(1口1万円、20口)、加入保証金1000万円、加入手数料100万円及び総会で定める賦課金を納入することにより組合員としての資格を取得する。賦課金は加入承認月の翌月から納入することとし、納入方法は組合規約の規定に準ずる。

- 2 出資金等が払い込まれたときは、組合は「組合員証明書」を加入者に発行する。

(出資金等の払い戻し)

第10条 加入保証金は組合加入後3年を経過すれば払戻しするものとする。ただし、次の場合は、その半額とする。

- (1) 除名による場合。
 - (2) 理事会において除名対象組合員として次期総会に諮ることが議決された後、組合規約第16条の規定により脱退の届出があった場合、若しくは組合規約第16条の規定による脱退届が提出されなくてもそれに準ずると理事会が判断した場合。
 - (3) 綱紀に関する規約に係る規律違反事案が発覚し、かつ、その事案の発生した日が法定脱退届の組合受付日前であり、当該事案が理事会において処分対象として除名対象組合員に相当すると議決された場合。
- 2 組合に債権がある場合は、払戻しされるべき金額の中から補填するものとする。
 - 3 出資金等の払戻しには利息は付けないものとする。

附 則

この規程は、全部改正し、平成23年12月20日から施行する。

一部改正(第3条)平成28年10月24日

一部改正(第2条)平成28年12月20日

一部改正(第2条、第3条)令和元年10月23日

一部改正(第2条、第3条)令和元年11月14日

一部改正(第2条、第3条)令和2年1月28日

一部改正(第2条から第6条、第8条から第10条)令和2年9月3日